



# 黒島魂

～しまごころ～

「みがきあい(キラキラ)」

「ささえあい(ニコニコ)」

「わかりあい(ワクワク)」

## より安心安全な教育環境構築のために

皆様ご承知のとおり、日本は法治国家です。ネットで法治国家の意味を調べると「国家の権力が、法にもとづいて行使されること（法治主義）をたてまえとする国家。（後略）」とありました。

学校は、もちろん国及び地方公共団体が法律・政令の範囲内で行う政務のうちの、教育行政の最前線となる場所です。それは、日本国憲法第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。②すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれが無償とする。」を受け設置されたものであり、教育基本法や学校教育法等の法律や政令等に則って教育活動を進めています。

さて、2013年6月に議員立法によって国会で可決成立し、同年9月に施行されたのが、「いじめ防止対策推進法」です。その法律には、いじめの定義について次のように示されています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法律用語は難しいです。これを要約すると、次の4つの要素があれば、それは「いじめ」であるということです。

- ① 行為者Aも被行為者Bも児童生徒
- ② AとBの間に一定の人間関係がある。
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じている。

つまり、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する学校という場で、しばしば起こり得る児童生徒間の人間関係のトラブルについても、どちらか一方、もしくは両者が心身の苦痛を感じたのであれば「いじめ」と認知しなければならないということです。

私が小学生の頃、掃除をめぐりこんなトラブルが、よくあっていました。

冬の掃除時間、Aさんは掃除が始まると毎回箒をしていました。水が冷たいので雑巾をしたくないのです。そのことにBさんが気づき、Aさんに箒ばかりせず、雑巾をするように伝えましたが、Aさんはそれを拒絶したため、二人の間で言い争いが起こってしまいました…。

いかがでしょうか。私の小学生時代であれば、AさんもBさんも、その他の子供たちも、教師も保護者も「口喧嘩」と捉えた事例ではないでしょうか。もしかしたら、当時であれば、どちらかと言えばAさんが、教師やAさんの保護者から、指導を受けたかかもしれません。（私が担任をしていた頃は、このようなトラブルを未然に防ぐために、掃除場所だけでなく、掃除道具の担当も細かく決めていたことを思い出します。）

しかし「いじめ防止対策推進法」が制定された現代社会においては、仮にAさんが、このことで「嫌な気持ち」になり、それを何らかの方法で学校へ伝えた場合、学校は、これを「いじめ」と認知し、対応することになるのです。もちろんBさんが「嫌な気持ち」になったことを伝えても「いじめ」と認知し対応します。ただし、その対応自体は、認知の有無で大きく変化するものではありません。まず事実確認を関係者から丁寧に行い、自分の気持ちや相手の気持ち等整理するよう促し、対話の場を設け今後について確認し合う等良好な関係性を築けるよう、継続的に支援をしていきます。つまりは学校が、「いじめ」について、その認知の幅をより一層広げるとともに、意識を大幅に高めることで、より多くの子供たちへより確実に「**安心安全な教育環境**」を提供することをねらっているのです。

教育基本法第1条には教育の目的として次のように示されています。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

学校の使命は「**日本の未来社会を担う人材育成**」と捉えます。学校におけるすべての教育活動が、これをめざし実施されます。そして、その基盤となるのが「**安心安全な教育環境**」なのです。

本校の、学校経営の柱の1つは「安心安全な教育環境構築（ニコニコささえあい）」です。その実現に向け、これまでも、そしてこれからも全教職員 ONETEAM となり、邁進してまいりますので、引き続き保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。